

平成 27 年度第 5 回（平成 28 年 2 月 24 日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（11 名）

雪嶋会長、三浦副会長

糸賀委員、大友委員、成瀬委員、尾下委員、榎本委員、木村委員、齋藤委員、
新妻委員、平井委員

図書館側委員（4 名）

藤牧中央図書館長、梶資料係長、喜多利用者サービス係長、佐藤こども図書館長

図書館事務局（2 名）

大瀧管理係長、萬谷企画調整主査

2 場所 中央図書館 4 階会議室

3 議事内容

これからの図書館サービスのあり方について

【会長】

時間になりましたので、ただいまから平成 27 年度第 5 回新宿区立図書館運営協議会を開催いたします。この運営協議会は公開になっております。傍聴されてる方がいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。それから本日は中村委員から欠席の連絡が届いております。委員の過半数の出席がありますので、この会は成立いたします。それではきょうの次第にのっとり進めていきます。図書館運営協議会の委員の交代がありましたので、最初に委嘱状伝達を行います。そのことについて事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは次第に沿いまして、委嘱状の交付を始めます。この度社会教育団体関係委員と図書館関係団体関係委員の交代がございましたので、新たに委嘱状の交付を行います。本来であれば、教育長より委嘱状の交付を行うところではございますが、本日ご公務のため代理で、藤牧中央図書館長より委嘱状の交付を行います。お名前をお呼びしますので、恐れ入りますがその場でご起立のほどよろしくお願いいたします。それでは開始いたします。大友敏郎様。

【図書館側委員】

委嘱状、大友敏郎様。新宿区立図書館運営協議会委員を委嘱いたします。委嘱期間、平成 28 年 2 月 24 日から平成 29 年 6 月 23 日まで。平成 28 年 2 月 24 日、新宿区教育委員会教育委員長酒井敏男。

【事務局】

続きまして尾下千秋様。

【図書館側委員】

委嘱状、尾下千秋様。新宿区立図書館運営協議会委員を委嘱いたします。委嘱期間、平成28年2月24日から平成29年6月23日まで。平成28年2月24日、新宿区教育委員会教育委員長酒井敏男。よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは続きまして、教育長からごあいさつをいただくところではございますが、代理で藤牧中央図書館長からごあいさつをお願いいたします。

【図書館側委員】

本日教育長酒井敏男が第1回定例区議会の開会で本会議出席のために、どうしても来れないため、一言ごあいさついたします。きょう2名の方に委嘱をさせていただきました。現在の新宿区立図書館は、きょうの議題にもありますように、図書館運営の基本的な方針となる、図書館基本方針の改定。それから来年度からのサービス計画。これは図書館ごとにつくるということに取り組んでおります。新宿区立図書館の現状は、既に冊子等でご案内かと存じます。その中で、実はこの旧中学校校舎に現在中央図書館があるのですが、ここには新中央図書館を建設する計画がございます。東日本大震災を受けて、今一時凍結状態になってございますが、こういったもの。

またあるいは、旧中央図書館からこちらに移転してきたんですけれども、下落合にありました旧中央図書館跡地に現在地域図書館を1館建設中でございます。これも29年3月にオープン運びとなります。区民、また利用者のかたがたの知の拠点として、一層機能していく。このためには運営協議会の皆さまの忌憚のないご意見、またご指導ご鞭撻をいただくことによって、より良いものにしていきたいと思います。

いろいろとご多忙なところ、何回かご検討に参画していただくわけですが、どうぞ今後も区立図書館の発展のためにいろいろとご指導いただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、新しい委員の皆さまから簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それではまず大友委員からお願いいたします。

【委員】

実は社会教育委員に先日なったばかりでございまして、それはどういうことかという

と、私はスクールコーディネーターの協議会の中の、一応チーフを務めさせていただいたということで、社会教育委員になりました。そして、こちらにもまた任命されたということで、右も左も分かりませんが、お願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

続きまして尾下委員、お願いいたします。

【委員】

簡単にお話させていただきます。私は、図書館振興財団という所から、今参加させていただいております。もともと図書館関係の仕事をしておりましたので、新宿区の教育委員会さんとも、長いお付き合いがあるわけがございますけども、四谷に小さな児童書の出版社を抱えておまして、僕自身も児童書の絵本の文を書いているわけがございます。その関係で前の会社にいるときも、新宿との関係がございましたし、こうやって四谷に出版社を構えてからも、またこういうつながりができたわけがございますので、持っているものをいろいろ反映できればいいかなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

どうもありがとうございました。それでは雪嶋会長、進行をお願いいたします。

【会長】

それではまず本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは資料を確認させていただきます。まず、事前に郵送させていただきました資料ですが、次第、基本方針の素案に対するパブリック・コメント関係の資料、また、別紙 1、別紙 2 と『はじめに』という資料です。

続きまして、新宿区立図書館サービス計画、次に第 4 次新宿区子ども読書活動関連の素案と変更点について、別紙 1、別紙 2 という資料です。

次に、本日机上に載せて配布させていただいた、『絶歌』について配布物があります。以上となります。

【会長】

では次第に従いまして、まず最初に協議事項、これからの図書館サービスのあり方について（1）「新宿図書館基本方針（改定）」（素案）のパブリック・コメントの実施結果についてということから議論を始めたいと思います。

まずこのパブリック・コメントの実施結果について、事務局から説明していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

中央図書館企画調整主査です。よろしくお願いいたします。早速ですが、新宿区立図書館基本方針（改定）の素案に対するパブリック・コメントの実施結果について説明します。素案の変更点についてという資料をまずご覧ください。

1 のパブリック・コメントの実施結果についてですが、前回説明したときと若干変更点があります。まず意見の総数についてです。前は 9 名 70 件で報告させていただきましたが、9 名 47 件でまとめさせていただきました。まとめた例として、別紙 1 のパブリック・コメント意見要旨一覧と区（教育委員会）の考え方の 4 ページをご覧ください。

4 ページの項番 10 は、前は 2 の 1 の 1～4 にいただいた「デジタルアーカイブについて」のご意見をまとめて一つの回答を作成しました。このようにまとめた結果、47 件となりました。

意見については、変更点についても (7) のようにまとめました。意見を反映したものは、意見項目の「実現に向けて」が 1 件と、「現行基本方針の関係」が 1 件、「資料編」が 1 件で、これらは本文に反映させることとしました。具体的には別紙 1 の 12 ページの項番 42 です。これは図書館基本方針のサービス計画について、かつこ内の文章を追加したほうがよいという意見を反映しまして、それで別紙 2 の裏面のとおり、12 ページにこの下線分を反映することとしました。どういうことかと言いますと、図書館基本方針に、「なお具体的な個々の施策については」というカギかつこ内の文言を追加したほうがよいというご意見だったんですけど、このまま載せることはできませんでしたので、改訂基本方針は、新宿区基本構想のめざすまちの姿の実現に向けた施策を体系的、総合的に明らかにした行財政運営の指針である新宿区総合計画に基づくものです。また、新宿区が計画的、優先的に推進する事業を示す実行計画と整合させるものです。改定基本方針を達成するためには、図書館の限りある経営資源である施設と資料と職員を最大限活用して、効果的効率的にサービスを実施していく必要がありますということを基本方針の 12 ページのサービス計画の説明に載せました。

次に反映させた部分としては、13 ページ項番 43 については、「新宿区緊急震災対策」という言葉と、「新宿区緊急震災」が 2 カ所あって、具体的にどういうことですかという質問でした。これについて回答するとともに、誤字を直しまして、それから抄録を資料編に付けるということを反映しました。

それから三つ目が、14 ページの項番 47 で、これは項番の誤りや不要な下線があるとのご指摘でしたので、不要な下線を削除し、誤記を修正しました。続いて前回議論となりました、図書館運営協議会の位置づけについての説明ですけれども、10 ページの項番 34、ここで図書館運営協議会を図書館法に基づく協議会ではないが、どういうことかという説明と、

それから今後「望ましい基準」に規定する協議会を置くつもりありますかというものの回答をこちらに書きました。新宿区立図書館の運営協議会は図書館法では条例で置くことができ、図書館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともにというものですけれども、新宿区の場合は、館長の上位の教育長の諮問に応じるとともに、館の行う運営について、教育長に意見を述べることを目的に、図書館運営協議会を要綱で設置しています。館長の諮問ではなく教育長であること、条例設置でなく要綱で設置してある点から、図書館法に基づく協議会と異なりますということで、協議会の説明をさせていただいています。

その後望ましい基準の設置では、「第 16 条の規定により、条例で定める委員の任命を基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るように努めるものとする」としているのですけれども、「新宿区立図書館運営協議会は、その基準を満たしていると考えています」という回答を出したいと考えています。

その他に、図書館運営協議会の位置づけについての質問が、13 ページの項番 44 で、こちらが素案の 20 ページにある、図書館運営協議会の主な意見が、どういう形でご意見を伺って整理したものなのか説明してくださいということなんですけれども、それについての質問の回答が、素案の 20 ページにある、『「左記項目に関する図書館運営協議会での主な意見等」とは、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の項目をひとつひとつお示ししてひとつひとつご意見を伺ったものではなく、図書館運営協議会の議事録を抜粋して整理し、まとめたものです。なお「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は当該年度の図書館運営協議会の委員の方々に全体を示しています』という回答とさせていただきます。

続いてその下の 45 番ですけれども、これも素案の 20 ページの検討結果の中に意見がないという項目がありますが、どういう意味ですかということについてのご質問に、『「意見なし」の項目は、過去の図書館運営協議会で議題として取り上げたり、議論がなされていない項目です。今後これらの項目につきましても、図書館運営協議会で多様な意見を伺い、議事録をホームページ等で公開していきます』というような回答を考えました。

それから、最後に素案には「はじめに」というものを付けていなかったんですけれども、この「はじめに」を付けて、「新宿区立基本方針（改定）案」として、今後区の政策経営会議や教育委員会等で決定していく予定です。そして、4 月 25 日号の広報しんじゅくと同日にホームページにも掲載して、冊子を図書館等で配布していく予定となっております。以上が説明です。

【会長】

それでは、今からパブリック・コメントへの意見、あるいは答えの質問に対して、皆さまからのいろんなご質問、あるいはご意見などをしていきたいと思えます。順番にやっつけばいいとは思いますが、項番を言ういただければ、すぐに分かりますので、どなたからでも結構ですので、どの部分がどうであるというところを皆さまがたにお伺いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【委員】

「パブリック・コメントの実施結果及び素案の変更点について」というのがこれ 1 枚で出て、全体像がここに意見数 47 に対する対応別内訳っていうのが出ているんですけども、「意見を反映したもの」というのは全体 47 あるうち、わずか三つしかない。それから「意見の趣旨に沿って取り組むもの」が 5 あって、足しても 8 しかないわけですね。47 ある意見のうち、事実上取り入れられると思われるのはわずかであるというのはちょっと少ないんじゃないかというのは、一般的には思います。

「今後の取り組みの参考にします」とか、「意見の趣旨に取り込み済みのもの」というのはいいんですけども、「意見として伺います」というような形で、全然無視してるわけじゃないけれども、せっかく言ったのに、「意見として伺います」というのは結構ある。10 あるわけですね。そういうこと考えると、全体としてパブリック・コメントはなるだけこういういろんな意見を、多様な意見を取り上げていかなくちやいけないという趣旨でやっているとということから考えると、これ意見として伺うものが 10 なのに対して、意見を反映したもの、あるいは意見の趣旨に沿った取り組むものが 8 で、そっちの部分のほうが少ないってというのが、ちょっとバランス悪いんじゃないかなと一般的には、データサイエンス的に中身を考慮しないで外形だけいうと、ちょっとそういうのがあるんじゃないかなと。

それから対応別の内訳ですけども、「意見は既に取り込み済みです」というのを最初に持ってったほうが心証がいいのではないかなと思うんですけどね。意見の反映したものがわずか三つしかないということを見ると、意見がもう既に取り込み済みですというのが 3 ありますから、それを持ってくれば、3 と 3 と 5 で 11 になって、意見として伺うものっていう否定的なものが 10 を超えますから、そういうふうな形でも、章作りの問題ですけども、心証、そっちのほうが見た目としてはいいのではないかなという程度です。

【会長】

今の対応別の内訳を変えたほうが説明がしやすいというご意見がありましたけれども、この文章自体、ここの協議会の中だけのものということなんで、この後のところにもつながってきます。そしたら今のご意見ちょっと反映していただけると、心証がいいということだと思います。では、他の方がいいがでしょうか。

【委員】

いくつか、まず質問させていただきます。項番 10 のデジタルアーカイブのところなんですけど、先ほどの説明あったように、デジタルアーカイブに少し取り組んでいくという。これ今ほうぼうの自治体でやって、これが公開されることで実は図書館側が想定もしていないような利用のされ方があって、教育の現場だけではなくて、いろんな発想の仕方があるんですね。これはビジネスにも実は結びついていて、公開されたものを使って新しいビ

ジネスを地域の中で起こしていくってというようなことも事例としてあるので、私はいいと思うんですよ。もちろん学校現場で、地域のことを学ぶ上でこういうのが公開されてることもプラスになるとは思いますが。

その上で尋ねたいのは、この答えの一番最後のところ、デジタルアーカイブ化した資料にタイトルをつけるなどの作業については図書館員で進めていきますと、わざわざ図書館員という言葉をごここで使ってるんですね。多分これはその一つ上のところが、職員をはじめ民間企業や専門機関への委託も含めてデジタル化を進めますと、上で民間への委託の話もあるんだけど、このさまざまな作業。この中のタイトル、件名というのは、むしろこれは会長の専攻だと思うのですが、タイトル件名という言い方でいいのかがちょっとよく分からないのと、とりあえず図書館員で進めていくという意味は、これは委託しませんよ。区で直営でやりますよという意味だとしたら、そこがもう少し分かりやすい表現をしないと。図書館員というのは、当然指定管理だと図書館員なんです。という意味では、ちょっとここははっきりしないなというふうに思いました。

それから、あとはちょっと前に戻るのですが、これ全体にもかかることですが、項番6番、改定の趣旨の背景。この中に「望ましい基準」についての言及があるんですね。一つは答えの中で、平成20年6月の図書館法の大幅な改正や、これに基づく図書館の設置及び運営とありますが。この後には「上」という言葉が必ず入ります。これはもう基準の正式名称ですから、「運営上の望ましい基準」の改正と直していただきたい。またここは図書館法の改正に基づくというよりは、申し訳ない。この法改正が基準作成に関わった立場から言うと、法改正に基づくというよりは、これはもともと望ましい基準、前のものがあつたわけですね。平成12年に文部科学大臣名で告示されたものが。従って、ここはこれを踏まえてなんです。改正を踏まえて新しい基準がつくられたということで、表現として私はこれを「踏まえ」だと思いますけれども。この中で言われてるのは、図書館の基本的運営方針なんです。基準の中にそう明確に表現うたってるんで、ここは図書館運営の基本的方針じゃなくて、意味合いはほとんど変わりませんが、図書館の基本的運営方針っていうことを繰り返し、望ましい基準の中で言っております。この中に何度か同じ表現が繰り返し出てくるんですが、同じような誤りがあるんで、それは全て直していただいたほうがいいと思います。

例えば、今度1枚ものではじめにもありますよね。これの上から5行目も同じなんです。これ図書館法の改正は、これを踏まえた図書館の設置より運営上の「上」が落ちて、運営上の新しい基準の改正で、図書館の基本的運営方針ですから。それは全て本来の基準の表現に合わせたほうがいいと思います。とりあえず以上2点です。先程の図書館員という表現、それからタイトル件名という表現でいいのかどうか。それからそのすぐ上に職員をはじめとなっている部分、これらは司書を指してると思うので、そのメリハリなり区別がつくような表現に改めたほうがいいというのが意見です。

【会長】

では最初のところの質問ですけども、この項番 10 の図書館員で進めていきますという部分です。図書館側委員からお答えいただければと思います。

【図書館側委員】

ご質問がいわゆる作業レベルでの委託に馴染むものと、もう一つは専門の訓練を受けた方。具体的に言うと司書がやらなければいけないのではないかというご質問でございます。その件につきましては、専門的な訓練を受けたということで、司書資格等を持つ方々によってタイトルや分類記号機能の付与、こういったものを後段の部分ですね、行っていくというように改めさせていただきたいと思っております。

前段のここで言う職員というのを前段のほうは区の職員というような言い方にして、当然民間企業だとか、そういった所への委託もありますというような回答にさせていただけたらと思っております。あと、タイトル件名などの表記の仕方につきましては、ご専門の正式なご意見をちょうだいできればと。それに合わせて修正させていただきます。

【委員】

そうすると図書館員というのは有資格者という意味合いで使われたんですか、この図書館員で進めていきますと。

【図書館側委員】

はい、そうです。

【委員】

それでしたらそういうふうに表示していただいたほうが私はいいと思いますが。それから、むしろ質問された方はタイトルを付けたり、件名を付けたりって、質問のほうがこうなっている。私はこのほうが正しいんだと思いますが、どちらかという。タイトル付けたり、件名。いわゆるこれメタデータなんですよね。メタデータと答えはちょっと一般向けにはないと思うから、タイトルや件名を付けたりということでもいいんじゃないですか。

【会長】

それでは先ほど項番 6 の図書館運営の基本的方針のところあるいははじめにの所に出てくる記述の所について修正をお願いすると。

【図書館側委員】

そちらのほうは修正させていただきます。ありがとうございます。

【会長】

よろしく申し上げます。ではその他の方がいいでしょうか。どなたでも結構ですので、気がついたところからお願いいたします。

【委員】

資料の中で、「はじめに」というこの 1 枚ペーパーありますよね。これの日付ですが、2 月 4 日となっておりますが 24 日の誤りでしょうか。これが 1 点と、あと素案の変更点について運営協議会での協議はきょうで終わるということですのでよろしいんですかね。

それで、きょう協議した内容についての資料としてどこまで今後委員の方には出すのかどうか、最終的にはこうなりましたよという話。それと 3 月の 15 日に、今後の予定として文教子ども家庭委員会というのはこれは区議会の文教子ども家庭委員会っていうことでよろしいんですね。ということは、区議会という文言を入れたらどうかという話があります。ちょっと細かい点なんですけど、以上 3 点です。

【会長】

以上 3 点ですけども、お答え申し上げます。

【図書館側委員】

ありがとうございます。まずはじめにの日付でございます、ミスプリでございました。大変失礼申し上げます。2 月 24 日とご訂正をお願いいたします。それからあと二つ目のご質問で、この改定した、正式に決定した基本方針につきましては、一式全て運営協議会の委員の皆さまにご配布させていただきたいと思っております。

それからあと、今後の予定というところで、1 枚目のパブリック・コメントの実施結果を素案の変更点についての 1 枚裏表の A4 縦の資料の後ろでございます。今後の予定の所で、ちょっとこれにつきましてご説明をさせていただきますと、3 月 2 日の調整会議というのは、これは政策経営会議というのが、区の最高意思決定機関ということで、区長のもとに、特別職も含めて同席をして、ここで政策決定をするという会議でございます。調整会議というのは、その前段の会議ということで、3 月 4 日のこの政策経営会議、それから教育委員会でこちらの基本方針が正式決定ということになります。この後、ホームページ等できょうご指摘なんかも踏まえたパブリック・コメントの実施結果。それからパブリック・コメントへの回答、こういったものが全部公表することになってございます。

3 月 15 日の、これ区議会と追記お願いしたいんですけれども、文教子ども家庭委員会の、これ報告ということになります。これ議会の議決とか要しませんので、こちらでご報告をさせていただいてということでございます。従いまして、正式決定の期間というのは、3 月 4 日の政策経営会議、および教育委員会ということで、ご了解いただけたらと存じております。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。その他にいかがでしょうか。

【委員】

極めて基本的な質問で大変恐縮なんですけども、パブリック・コメントなんですけど、広く区民の意見を求めるためにということうたってるわけですが、実際に意見を提出された方が9名で、意見の総数が47。それからこの後にご提案いただきます、第4次の新宿子ども読書の計画のほうですが、これも2名で12件というふうなんですけど、新宿の区民が33万人いる中でこの数というのは、多いのでしょうか、少ないのでしょうか。大体これぐらいの数なのでしょうか。そのところをお聞きしたいと思います。

【図書館側委員】

はい。極めて少ないというものではありません。割とこのぐらいの件数が多いということでございます。ちょうど同時期に、新宿区の28年度29年度の2カ年の第3次実行計画のパブリック・コメントも実施しまして、こちらは意見の提出者が13名かそのぐらいなんです。なので、それと比較しましても図書館への9名というのは、そんな遜色のない意見の提出かなというふうに考えてございます。

【会長】

はい。ありがとうございました。では他にはいかがでしょうか。

【委員】

やっぱりわれわれが今やってる運営協議会に対する質問のところがちょっと、私は納得できないんですが、やっぱり項番34番ですよ、この10ページの。この質問された方のお尋ねは、新宿区立図書館に望ましい基準に規定されているような協議会を置くつもりはありますかというお尋ねですよ。それに対する答えにはなっていないと思うんですよ。申し訳ないけども、いかにも行政の答弁で、質問の趣旨を交わして説明してるだけで、ここではきちんとこの望ましい基準に協議会を置くつもりはありませんという回答にならないといけないと思うんですよ。ルールを説明していて、協議会はこういうものですよという説明だけであって、最後この基準を満たしていると考えていますということですよ。でもしよせんこれは法律や望ましい基準に基づく協議会ではないんですよ。その答えをばぐらかしてるようにしか私は見えませんね。どうなんでしょうか。

つまり私でしたら、望ましい基準ではこうなってますと説明したうえで、新宿区立図書館運営協議会は、図書館法および望ましい基準の趣旨を十分に生かしています。従って、お尋ねの趣旨の協議会を設置するには及ばないと考えておりますというような答えにしま

いと、この方のお尋ねに対する回答には、なっていないと思いますね。でもこれ、区としてこの種のお尋ねになったときには、必ず何か正面から答えないというやり方ならば、これも致し方ないようだなと思いますが、やっぱりこれは私はきちんと答えて、十分説明では、そんなに望ましい基準の趣旨や、この趣旨は生かしていますよということなんですから、そこをきちんと言った上で、そこには及びませんよというような答えのほうが私はいいのではないかと思います。

それからついでに言っときますが、この答えも丸ポチの 2 番目、図書館法はで始まる文章は、図書館法はで始めたら、最後は規定していますだと思います。これ規定されていますよね。だったら図書館法ではと、でを入れるから、では規定されていますとするか、図書館法は規定していますかどちらかだと思います。

【図書館側委員】

はい。ご指摘ありがとうございます。今、委員にご指摘いただいたような、まさにそういった内容でございますので、そこのところ、もう一度明確になるように今のご意見も踏まえて修正をさせていただきます。具体的には図書館法の趣旨、それから設置、運営上の望ましい基準。しっかりとそれを踏まえて、生かしているということはお伝えさせていただいて、条例設置、あるいは法定に基づく条例設置には及ばないというようなご回答をさせていただきますと思います。

【委員】

ありがとうございます。ついでなんですが、この別紙の 2 というのはきょう配られているんですか、この新旧対照表ですが。

【図書館側委員】

配られているはずです。

【委員】

配られてますよね。じゃあこれちょっと私よく分からないのは、これの目次で言う 1 番、該当箇所で言うと、基本方針の改定にあたってというところで、変更後の学校図書館法の話なんですけど、変更後のほうを見ると、平成 27 年 4 月に学校図書館法が改正されてなってますよね。27 年 4 月は施行されたんですよ。改正されたのはむしろ前の年の 6 月ですよ。だからこれむしろ私は変更前の平成 27 年 4 月に学校図書館法が施行されて正しいと思うのですが、なぜこれ変更後に 27 年の 4 月は施行で、法改正は前の年の 26 年の 6 月ですが、なぜこうなったんでしょうか。

【事務局】

こちらなんですけれども、職員から修正依頼があったので直したんですが、施行が正しいということ。

【委員】

国会の法改正が26年の6月で、実際に施行されたのはそれから半年以上たった27年の4月ですよ。つまり去年の4月から施行された。

【事務局】

すいません。ちょっと勘違いしていました。

【会長】

これ、変更前のところっていうのは、1回変更して施行されたっていうふうにした。この中でしたんですよ。それをまた直したと、戻しちゃったんだと思います。27年4月から施行されましたってことで説明した覚えがあります、私。

【委員】

それが正しい。

【会長】

はい。ですからこれまた戻ったということになります。これはちょっとまた戻していただき、変更前にしていただきたいと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

【委員】

拝見させていただいたんですけれども、先ほどちょっとデジタルアーカイブ化のところ、有資格者の話があったのかなと思うんですけれども、ちょっと勉強不足で教えていただきたいんですけれども、項番の35番のところにも、司書の方を多く配置していただきたいですということで、回答で、今後も一定の司書率を保ちながら運営していきますとあるんですけれども、大体どれくらいの司書率とか司書さんの数かって具体的に教えていただけますか。

【図書館側委員】

地域図書館も含めて、司書も含めて有資格者の、職員を分母にして有資格者を分子にした割合が50%強でございます。指定管理者が地域図書館運営していますが、協定の中で司書もしくは司書補の資格者が半数を超えるように配置するように求めているところがございます。

す。

【会長】

はい。この一定の司書率という言い方がちょっと私気になってるんですけども、何を一定というのかがちょっとよく分からないので、ここちょっと内容書き換えたほうが良いのではないのでしょうか。

【図書館側委員】

今ご説明したように、司書の保有率 50%っていうの一つの基準としてやってますので、そういった数字、あるいは司書率という言い方も司書、司書補の職員に対する有資格者の割合など分かるようにさせていただきたいと思います。

【会長】

はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

【委員】

5 ページ目の 14 番の項目なんですが、すいません。ちょっと前回のこの協議会でもこれについてはご質問をさせていただいたので、くどくて申し訳ないんですが、いわゆる複本の問題です。一般図書等で一つの館に複数置くのはいかがなものかということに対して、ご意見として伺いますと。それでいいと思うんですが、この方は質問の中で、やるとすればせめて 2 冊までというふうにおっしゃっていて、前回のこの会合のときに、確か新宿区の基準、目安、1 館 2 冊までで全部で 10 館でしたっけ。だから最大 20 ですよっていうご回答かご説明があったと思うんですが、それは事実と違いますか。

【図書館側委員】

一応 3 冊、30 です。

【委員】

3 でしたね。別に、これについて責めてるつもりは、私は全然ないんです。すいません。当社のほうは何十冊置いていただいても構いませんので。そういうことではなくて、何が言いたいかという、2 冊ではないんですか。

【図書館側委員】

3 冊、30 冊です。

【委員】

各館3冊で区立図書館で30冊ですね。だったら冊数を書いたほうがいいかなと思ったんですけど。というのは、この複本の問題っていうのは、ずっと長い間、出版界と図書館界の間の一つの問題として横たわっていて、繰り返し議論があって、別に何冊だからいいという話じゃないんですけども、それほどたくさん置いてないですよということを示す意味で、3冊までと書いたほうがいいかなって思うのですが、皆さんどう思われますか。つまり、このことについてちょっとあえてあんまりよろしくない言葉を使いますが、非常に目くじらを立てているのは、ごく一部のベストセラー作家、文芸書の作家さんと、文芸書の出版社だけなんです。ただそうではあるんですけど、実は、例えばそのうち多くの出版社も同じことは思ってるんです。そんな文芸書、同じの何十冊も置くんだったら、そんなの1冊にしてうちの本置いてよと。もっと違う本置いてよというふうにも思ってるという意味では、出版界の共通の願いになるんです。

ただ、そういうことだけを問題にしているということではなくて、むしろ選書のあり方を、もっと多様性を持つように考えてくださいねという意味で、多くの出版社は考えているんですけども、ごく一部の文芸書の出版社と作家さんは、かなりこのことについては神経を尖らせているので、もし新宿区として答えられるのであれば、新宿区は一応の目安として、あるいは常識的に考えてここまでしてますというご回答していただくほうが納得性が高いかなとちょっと思いました。すいません。長くなりました、以上です。

【会長】

今のご意見に対していかがでしょう。おそらくは内規か何かがあって、それで3冊とされてると思いますけども、それを表に出すか出さないかという問題と、それから2冊というふうに質問者は言っているので、それについて明確に提言するのかというそういうことだと思ってしまうんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。強力に目くじら立ててる出版社も新宿区内にあります。

【委員】

明文化された内規ではないわけですか。じゃあ言わないほうがいいですね。

【委員】

要点は、別に新宿の図書館だけではなくて、全国の図書館が大変悩ましい問題として抱えてるところなんですよ。確かに目くじらを立ててる出版社の社長と、この前も対談を私もしましたけれど、彼が言ってることも、ある程度図書館が複本で持つのはやむを得ないというふうなことなんです。ただもう少しやっぱり図書館関係者は出版社や書店に対してリスペクトを持ってほしいと。何でもかんでも要求されたらそのとおりに答えていくというやり方が正しいのかどうかという問題提起だと私は受け止めているんですよ。

今の点は、結局そうするとリクエスト、予約がたくさん入ったときにどうするのかとい

う話なんだと思うんですよね。つまり今言われたように2冊とか3冊って上限を設けるのは、これはどの図書館も多かれ少なかれそうなりたいんですよ。今委員がおっしゃるようにもっと多様な本を入れたいんですよ。ところが一方で利用者の方が、ある特定の少数の本にリクエストがたくさん集中する。そうすると自分の順番が回ってくるのが、うっかりすると1年後2年後、2年以上かかった後に自分の順番が回ってくるといったときに、いや、自分も税金払ってるのに、何で自分の要求する本をちゃんとそろえてくれないのかというようなことで、多分カウンターでのやりとりで、相当職員の方は苦勞されるんだと思うんですよね。

これリクエストがたくさん入った場合でも、今言えるのは一定の上限の冊数以上は対応しないということなんでしょうか。

【図書館側委員】

資料係長から説明させていただきます。今両委員の方からおっしゃった複本の問題は図書館としても悩ましいところありまして、利用者の方からリクエストがいっぱい入れば、それに答えていかなければいけない部分もございますし、だからといって、リクエストに応じてどんどんというわけにもいかないの、一定の上限の数字というのは確かに持っております。ただ、その詳細につきましては、リクエストが何件もあるからいくつ買うということは、考え方としては持ってるんですが、お約束というわけでもいきませんで、それこそまさにいろんなバランスとか、そういった中で検討させていただいて、購入をしていくということがございますので、その辺は何件で何冊までというのがちょっと難しいというところをご理解いただきたいなというふうに思っております。

ただ、一定の上限の目安的なものは、その辺は表現というかこちらのほうでちょっと検討させていただくということによろしいでしょうか。

【図書館側委員】

実態として上限というのは1館3冊までというのを目安として持っています。それ以上は買ってません。

【委員】

そうなんですか。リクエストがどんなに入っても。

【図書館側委員】

リクエストが入っても最大の数値は。それをここにうたい込むかどうかというところですよ、上限と設けているので。

【委員】

それが書かれてるのは、区の資料収集方針とかに要綱とか内規のレベルで書かれてるってことですよ。それは区民に対して公表はしてないということですか。

【図書館側委員】

冊数のところまでは出してはいないところでございます。

【委員】

じゃあ図書館としては持っている。だけどそれを冊数を明示した部分に関して、区民に対して公表はしてないってということなんですか。

【図書館側委員】

ええ、特にそこまでは。

【委員】

従って、この回答でも委員が言われるような冊数の明記はできないということなんですか。

【図書館側委員】

その辺については説明責任ということもございますので、上限については。

【図書館側委員】

すいません。

【委員】

上限と入れていますので、では具体的にそれはいくつまでというのは当然やっぱりお示ししないといけないということなんで、表記の仕方についてはちょっと工夫されていただきたいと思います。

【会長】

ではこの箇所についてはちょっと文書が変わるということによろしいですね。ただ、区民が分かるような回答の仕方をお願いいたします。その他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

このパブリック・コメントの内容見ますと、図書館環境の整備というのが、非常に多く寄せられてるんです。27番から始まって、41番までである。多くの場合は図書館環境の整備

というのに主要な論点が置かれてるわけなんです。その主要な論点に対する個別な回答はされていますけれども、全体としての統一的な回答がないんですね。まず図書館環境の整備について、当区としてはこういうふうに考えておりますという運営組織の問題。それから建物の設備、維持管理、ハードの問題。それから中で働いてる人材の問題。それから今後のサービスの問題というふうな形で、最初に本格的な意見を出しておけば、このように細かく地域の問題に回答しなくても対応できてるし、見るほうも分かりやすいわけなんです。個別な問題に個別に対応することが親切ではありますけれども、何か全体像が見えにくくなってしまいうわけですね。パブリック・コメントというのはいろんな意見があって、多様な意見を取り入れるというのが趣旨でできてる制度なんだから、それを踏まえて考えると、トータルの全体像として当区としてどう考えているのか。

例えば、先ほどの 34 番の 6 ですね。図書環境の整備で要するに運営協議会が法的な提出が条例に基づいてないじゃないか、若干問題があるんじゃないかという指摘になぜ条例に基づいてやらないほうがいいのか。具体的には条例に基づいていくと、区議会にいちいち報告しなくてはいけないので、機能的な運営ができなくなってしまう。かえってサービスがその結果劣化するという、そういう恐れもあるから、現実には 23 区のうちで、協議会、条例に基づいてやってるのは杉並区だけで、他の 22 区はやっておらないと。そういうのを具体的に書いていただければ分かりやすいんじゃないかと。

それからいろんな設備でサービスポイント置いてくれと。今後高齢化になって荷物が重いし、本は重いから、サービスポイントを増やしてほしいという切実な、意見が結構ある。39 番とそれから 41 番にあるわけなんですけど、これに対する答えも意外と冷たいんだよね。実際今後の取り組みとしては参考としますという程度で、今後の取り組み、参考にしますはいいんですけど、非常に他の自治体と比べてどうですかというようなことは書いてあるんですけど、世田谷区なんか例えば自治体、三軒茶屋とかサービスポイント設置して、具体的にやってる。他の区ですけれどもあって、この意見それなりの水準に達してるわけなんですよね。そういうこと考えると、この答えではちょっと木で鼻をくくったような回答で残念だと思われるんですけど、こういうのももうちょっと、他区ではこういうことをやって、それなりにご意見は尊重しますと。新宿区としてはこういうことを考えてますっていうような形でやれば、なお温かさが出てくるんじゃないか。

これ、やっぱりパブリック・コメントというのは回答する。試験官が答案解答するときには添削しますが、非常に木で鼻くくったような回答が多いんですけど、やさしい試験官がやると、やっぱり勉強したいなっていう気も起こってくるので、こういうところでちょっと考え方を示されたらいいんじゃないかと。具体的にはかなりここの少子高齢化と 41 番と 39 番と、かなり同じことを言ってるんで、やっぱり、例えば高田馬場とか大きな駅の周辺とか、サービスポイント置いていけるっていうふうな形にしたら利用も促進できるんじゃないかと。現実道歩いてても、お年寄りがカート引いて歩いているのが新宿区の、昼間なんか多く見かけられる光景だから、そういうのが今後なお 10 年 15 年積んでいけば、なお

促進される可能性は高いので、ここまで来れない人たちもいっぱい出てきてしまうので、新しい図書館もなかなかできないということであれば、そのサービスポイントを、世田谷区もやっていますから、新宿区も積極的にそれなりに考えたら、今後いいんだと思いますけど。そういうのはどうですかね。

【会長】

今のご意見は過去の図書館環境の整備全体に関する方針っていうか考え方を示せばということと、それから特に項番 39 のところですかね。サービスポイント的な所を増やす考え方はないのだろうかというところだと思いますけど、それはいかがでしょうか。

【図書館側委員】

ありがとうございます。まず図書館環境の整備という全体的な考えというのは、まさにこの改定基本方針の本文の中で示していることでございます。特に建物の面、ハード面とそれからあとソフト面、両面から、より利用しやすい図書館づくりを行っていくというふうなことで、そのためにはまずハード面で、新中央図書館、地域図書館の整備。それから身近な場所での読書環境の整備ということ、その他運営体制。それから利用者の意見を取り入れたような運営。また、人材の育成等々。様々なものがここに盛り込まれております。

その中でご指摘いただきました、いわゆるサービスポイントでございますが、事前に運協でいただいたご意見の中でもあったんですけども、まずこれの回答する上で、23 区の図書館の密度、そういったものについて新宿はかなり上位 5 位ぐらいに入ってるような密度っていうこともしっかりと説明する必要があるんじゃないかということでもございました。そういうこともありましたので、他と比較してですけど、密度が高いという現状、まず知っていただきたいというところが一つ。

その上で、これやらないかっていうとそんなことございませんで、回答の中にありましたように、そういったことも踏まえて検討していきますということは答えています。この時点ではいつどこに、例えば高田馬場に置きますとか、どこそこに置きますというところまではちょっとまだ明示できなかったもので、今後こういったご意見に対しては答えられるように検討していくということをやっています。

そういうことでございます。ちょっとこの辺の趣旨がもし伝わりにくいようでしたら、若干この辺のところも補足をさせていただけたらというふうに思っております。

【会長】

よろしいでしょうか。この図書館の方針が区民にやさしいというところがありますので。それではもし他にこの中ではご意見質問等が終了しましたら、次の新宿区立図書館サービス計画のほうに議論を移していきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

実はこのパブリック・コメントの回答というのがきょう一番の重要な問題なんですけど

も、これを踏まえて基本方針を改定していくわけですが、その基本方針の最後のほうに、この新宿区立図書館サービス計画、中央館と地域館、それぞれが出てくるものになりますので、それをやるまで、検討していきたいと思います。

【事務局】

では新宿区立図書館サービス計画について説明させていただきます。こちらは素案の 12 ページに示しましたサービス計画というものの案になります。サービス計画は基本方針を実現するにあたり、当該年度の主な取り組みを示すものです。その他毎年の業務統計の一部速報や過年度の評価などを掲載した冊子を作成します。その冊子案を本日お示しさせていただきました。予定としては 5 月末に印刷して配布したいと考えているんですけども、次回 4 月早々にこちらの会議でサービス計画の議論をしてまとめていきたいと考えています。

まずページ構成についてですけども、はじめにサービス計画の趣旨について書きました。その次のページは基本方針の改定がこのような使命と方針でその図の説明をさせていただきます、4 ページには区の第 3 次実行計画と図書館のこの計画事業との目標について事業概要を書きました。

その次のページに業務統計の一部速報と、数字は 4 月になると確定しますが、基本方針の目標値と考えている図書館資料貸出件数とレファレンス件数、来館者数、区立図書館における子どもへの貸出冊数、ホームページアクセス件数について掲載したいと考えています。

1 件訂正なんですけれども、この業務統計の一部速報のレファレンス件数ですが、90 日スラッシュ件になってるんですけども、日と件が逆になってまして、1 日あたり 90 件という表記に直してください。それからホームページのアクセス数ですけども、ちょっとホームページアクセス数といっても分からないようなのがあると思いますので、本文にするときには定義みたいなのを付けていきたいと思っています。この件数については、区のホームページの中に図書館のページがありまして、そのページの中でさまざまなページがあります。トップページがあったり、お知らせのページがあったり、検索のページがあったり。それらのうち、インターネット図書検索件数が 3000 万件という目標です。今現在 2800 万件ぐらいです。

それから過年度の評価については、これは本年度 28 年度からのサービス計画のため、初年度のため過年度の評価はありませんと明記しまして、その後に関後の評価のサイクルについて、図のように示して掲載したいと考えています。

この図の説明ですけども、まずサービス計画の策定を毎年 1 月から 3 月、この時期にしまして、1 年目は、1 年目っていうのはこれからなんですけれども、28 年の 5 月ぐらいにこのサービス計画を公表しまして、28 年度はサービス計画を実行します。9 月から 1 月ぐらいの予算編成に向けて次年度の計画を立てて、それをまたサービス計画の策定にします。

2年目以降は基本方針の達成度であったり、前年度のサービス計画の事後点検などを行って、それで5月に公表する。これらをもとに、図書館運営協議会に図って評価するというようなサイクルにしたいと考えています。またこの評価方法については、28年度の図書館運営協議会の主な議題にしたいと考えています。

6ページ以降は各館の主な取り組みを記載しています。7ページは中央・こども図書館です。基本方針の目標ごとに平成29年度末までの目標値を示し、例えば区民に伝える図書館であれば、貸出点数を目標として、7ページに貸出点数39万9100点というふうに示しました。これは中央とこどもの26年度の実績をもとに計算しまして、目標値を出しました。各館同様の計算をして、合計すると実行計画で目標としている数値に到達するようになっていきます。

12ページから地域図書館について掲載しました。今回は事例ということで、1館を例に今回お示しさせていただきました。このくらいのボリュームがあと7館ぐらいあるイメージでサービス計画をつくっていかうと思っております。こちらの資料はたたき台としてなので、時期が明確でなかったり、事業内容の一部のうちこれはもう普通にやっていることじゃないのとか、そういうところの精査はまだいっていません。どのような構成になるということだけ示しさせていただきました。

4月早々に議論してまとめて冊子としていきたいんですけども、きょうそこまでお時間があるか分からないんですけど、いろいろご意見をいただければと思います。以上です。

【会長】

今の説明にありましたように、中央・こども図書館とあとは地域館の一つの事例ということで、全部ではないということになりますので、具体的に今イメージできるのは、この中央・こども図書館側のほうだとは思いますが、このような事業の取り組みを今後計画的に行いたい。そういうことだと思います。これについて質問あるいはご意見ありましたらよろしく願いいたします。特にまだお話されていない方、よろしく願いいたします。

【委員】

こども図書館のほうと含めてなんですけども、調べる学習コンクールのことが出てるんですが、このコンクールは大人編もあるんですよね。子どもと大人の一緒のという。そういう大人対象のものもありますし、完全に大人だということもあるわけなんですけども、こちらの場合は子どもたちだけに限っていて、大人の応募がないわけですので、もうちょっと広げたらいかかということと、体制をやはり教育委員会が中心になっていただいて、良い悪いは別にして、やはり文科大臣奨励賞を狙って、全国の地域の人が応募してくるわけなんですけども、23区、他区の例を見ると、やはり指導主事の先生が土日に質問ある人に対して答えて、的確な指導をしてることもあるんですね。ここの2、3年、23区の文科大臣奨励賞

受賞者が増えて来てるわけですけども、やはりそれも一つ目標になると思いますので、もうちょっと力を入れていただけないかなという感じがしました。

それと、どうも図書館のほうにみんな出てらっしゃいというふうに、ずっと全部読んでみると書いてあるし、先ほど館長のご説明のように、800メートル範囲にあるんだよということ、文で読むと何か所も出てくるんですよ。これでもかこれでもか出てくるんですけども、こんだけやってんだから文句言うなとちょっと読めちゃうんですね。だったら500メートルしたらどうなんだよという見方だってあると思うし、こちらから出て行くということも考えてはどうかと思います。先程、障害者のことを考えると結構つくるといふばかりではなくって、例えばこども図書館を利用している子どもが老人ホームに出掛けて行って、その老人ホームの方に読んで聞かせる、子どもがですよ。というのは核家族でおじいちゃん、おばあちゃんがない家庭が多いわけですから、そうやって子どもと老人とを出会うっていうのがすごくいい結果を生んでる事例が実際に四国にあるんですけども、そんなことがやはり導入されたいかがと思います。

それからこれは全体にやるんですけど、やっぱり図書館というのは非常に安心安全で、人集めがしやすい場所ですよ。何でもっとたくさんイベントやらないんだろうというのは非常に気になります。今書いてあるイベント見ると、ちょっと知恵が足らないねという感じがするんですね。もっとやっぱり文化に触れるイベントをやりたいと思うし、新宿はすごく集客力があるはずなので、シティーガイドみたいな人がよく迎賓館の所において、シティーガイドという旗を持った人が案内してますけど、僕は新宿の街ぐらいいろんな歴史がある所はないんじゃないかと思うんですよ。そういう意味でそういうことも、こども図書館を中心に組み立てられないんだろうか。

僕は特に一番感心するのは有名な神社とか名所施設に教育委員会が全部コメント付けたのを立ててある、立て札が。これを読むのが大好きで、これだけまとめたってすごくいいものができるし、それを持てるシティーガイドが案内するとみんな来るでしょ。来るとやっぱり飲んだり食べたりするわけだから、その地元も潤うはずですよ。これは必ず美術館が実際に流行って、もう必ずあの美術館行く通りのお店が活気が出たというのは新聞にも出たくらいですので、そんなことがちょっと入れられて計画されたいかがかなというふうに捉えました。

【会長】

例えば800メートル狙って500メートルっていうような考え方もどうだろうかということ、それからあとはイベントですね。いろんなものを図書館がやるというそういうところが、あんまり今ここには明確にはなっていないようでございますけども、そういうような意見がありますけれども、これいかがでしょうか。

【図書館側委員】

ありがとうございます。調べる学習コンクールにつきましても今後さらに充実していくように心がけていきたいと思っております。大人の方も対象ということは承知してございますが、指導体制などどういうふうにやっていいのかなど少し研究をさせていただきたいと思っております。

それからあと、何か所、これでもかこれでもかということを出ておりますので、特に今おっしゃられた、こちらから出て行く。建物に来ていただくということももちろん大事な要素なんですけども、こちらから働きかけていくというような、そういったような取り組み。これも地域館などもいろいろと工夫してまして、先ほどご指摘いただいたように、いわゆる街歩きなど、地域図書館ではイベントもやってございます。そういったところでも、大変好評もいただいておりますので、新宿区に歴史博物館もございます。歴史博物館のほうで、そうした歴史博物館で学んだ方がガイドとして、歴史のあるいろんな所を歩いて回るといったようなこともやってますので、図書館としてもそういうところと連携をして、全部図書館でやるのは無理だと思いますので、そういった地域イベント、地域でのいろんなイベントを図書館としてもご支援させていただくような、そういう取り組みをこれからも心がけていきたいというふうに思っております。

いずれにしても大変貴重なご意見をいただきましたので、それについてこれからまた検討させていただきたいというふうに思っております。

【会長】

ではその他いかがでしょうか。

【委員】

ちょっと細かい話なんですけれども、このサービス計画の内容。今は枠組みが示されただけなので、細かいところはあれなんですけど、ちょっと言葉の問題で、中で参考調査という言葉が使われてるんですけどもこれがちょっと一般の方に分かるのかな。どの程度ちょっと浸透してるのかなということを思いました。

それで戻って申し訳ないんですけども、先ほどのパブリック・コメントの回答の別紙1のトップページの19に、行政支援のところ、19のところの回答に、レファレンス調べ案内、参考調査業務と続けて書かれているわけなんですけれども、参考調査をレファレンスと言ったりすることもあるんですが、これはちょっとこの質問者の方に参考調査業務というのが分かるのかなっていうの、若干気になったので。とりあえずこの言葉が一般浸透してるのかが分からないんですけども。

【会長】

じゃあお願いいたします。

【図書館側委員】

ありがとうございます。参考調査、あるいはそのレファレンスという言葉がそんなに浸透してないというのはいろいろとご指摘もいただいてまして、私どものほうもそのように認識してございます。それを少し解説的に調べ案内とかそういうような要望でかっこ書きにしていますので。ここの先ほどのパブリック・コメントの回答も項番19の行政支援のところで言ってます、参考調査業務は、これは庁内レファレンスというのを現在やってまして、そのことについて具体的にここに記載させていただくような形で説明を、注釈を加えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

一般区民というか利用者に対してのレファレンスと、どういうふうに新宿としては言葉を説明していくのかっていうのはいかがでしょう。

【図書館側委員】

事務局のほうからのご説明させていただきましたように、調べ案内と。参考調査ということで、利用者自身にお調べしたお答えをお示しすることのみでは、利用者の人がお調べするにあたっての資料や探し方をお手伝いするわけですけど、その辺をもうちょっと分かりやすくということで、例えば調べ案内という言葉だけじゃ足りないのであれば、もうちょっと、調べもの、お手伝いします、など。

【会長】

はい。分かりました、ありがとうございます。よろしいですか、今ので。ではその他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

すいません、4ページのところで、図書館資料貸出点数というところで252万点、1年とあるんですけども、その下に区立図書館における子どもへの貸出冊数ということで41万4000冊ってあるんですけども、この数え方の単位って普通なんですよ。お子さんは多分子どもさんは純粋に本だけの冊数で、全体としては視聴覚資料とか、そういった雑誌とかそういったものも含めたカウントの仕方になっているのかなというのがちょっときょう見て思ったことと、もう1点なんですけれども、26年度とか27年度の実績から29年度の目標値っていうのが大体5%前後の増加というふうに設定されているのかなと思うんですけども、大体設定の仕方として、これぐらいの増分が適切なのか、それがよく分からないので、実現不可能な目標上げてもしようがないのかなと思うんですけども、ちょっとその辺をすいません、お聞きしたかったです。お願いします。

【図書館側委員】

こども図書館長です。前段のほうなんですけれども、4ページの区立図書館における子どもへの貸出冊数。これにつきましては小学生以下のお子さんと、中学生のお子さんの合計の、いわゆる中学生までの総数です。ただし、ここにつきましては第3次実行計画の目標としております。在住の小学生、あるいは中学生を対象にリーブルといいまして、業務端末からその年間の数を出してございます。その目標値であります。また、総合計画の目標値と一致しているところでございます。

【委員】

これ、冊ってなってるけど、図書館資料って視聴覚なんかも含まれてんですかというの一つある。これが何冊借りたかっていうやつで18歳未満を抽出した数でしょ。それでいくんですよ。だから、点数っていう理解でいいかな、冊になってるけど。図書だけなの。

【会長】

こども図書館には視聴覚資料は置いてないという、そういうことなんです。

【図書館側委員】

視聴覚資料も含めて、ここ冊になってるんですけども、圧倒的に図書が多いんですよ、絵本やなんやらね。これは業務、図書館情報システムというシステム使ってますので、その中のデータで、18歳未満を抽出して、それらの登録者が貸出冊数という言い方ですけども、何点借りたかというのが全部データとして集計できますので、その数字です。

【図書館側委員】

すいません。補足させていただきますが、ここの41万4000は中学生以下の数字です。

【図書館側委員】

そう。年齢で区切って。

【会長】

点なのか冊なのかという質問ですので、点であれば本以外のものも入ってるのかなというそういうことですが、冊だと本だけでしょっていうそういうことになる。

【委員】

そろえたほうがいいですよ。

【会長】

ですから 41 万 4000 点で良いのかどうか、ここをちょっと確認していただければ。

【図書館側委員】

後ほど確認します。

【会長】

じゃあ質問は、どうぞ。もう一つの質問の目標値が 5% 増についてはいかがでしょうか。

【図書館側委員】

増加率につきましては、5%ということでおっしゃられたと思うんですが、これ過去指標によって個別に、今ちょっと手元に資料なくてあれなんです、過去 2 年間の来客数であったかと思うんですが、過去 2 年間の増加率の平均を引き合わせたとか、それぞれ個別に出していったところがございます。今おっしゃるとおり、この数値の通り計算して出せると思いますが、増加率については、一律に 5% という数字ではございませんので、よろしくをお願いします。

【図書館側委員】

あと下落合図書館ができますので、そのことも含んだことでございます。今のパイが今度広がりますので、来館者数や貸出点数やそういったものも、その分を少し見込んでいれてますので。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

じゃあどうぞ、質問。

【委員】

ちょっと子どもの本の関連なんですけど、これはまだたたき台なんであれなんですけど、8 ページの一番下のほうの子どもの成長を応援する図書館に目標では、ここではもう子どもが主体じゃなくて、児童書の点数になってると思うんですね。やっぱりこれは子どもが主体のほうが、子どもが別に大人の本を読んだっていいわけですから、やっぱり子どもの利用という目標にしたほうがいいのかないかなというふうに思います。

【会長】

今の意見はいかがでしょう。

【図書館側委員】

こちらは当然そのような趣旨で、児童書って書いてますが、これはじゃあ子どもの。目標値を各館ごとに分担しますので、同じ指標で統一させていただきたいと思います。

【委員】

あとは本でいいんだよね、読書だから。

【図書館側委員】

失礼しました。視聴覚資料は含まない。雑誌、本、絵本、紙芝居、そういったもので視聴覚資料は含んでない数字を確認しました。

【委員】

それじゃあ冊。

【図書館側委員】

はい。

【委員】

それって一番上の冊数の中に子どもは含まれないんですね。252万の。

【会長】

要するに全部で 252 万点と書いてありますのは、これは子どもの分のを含むか含まないかということですが、内訳などはどのように。

【図書館側委員】

これは全部含んでます。

【会長】

よろしいですね。

【図書館側委員】

こちらは視聴覚資料も含んでいます。子ども読書活動のほうは、読書っていろいろな定義の仕方あるかと思うんですが、基本は本というものをベースに読書活動捉えていますので、こちらのほうは本を主体にした冊ということでカウントさせていただいています。

【会長】

はい。分かりました。その辺を精査していただいて、単位をそろえたほうが読むほうにとっては分かりやすいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。

【委員】

ここの新宿区立図書館サービス計画の方針の順番なんですけども。

2 ページですね。こういうふうな順番で6 個書かれてるんですが、一番最後に図書館環境の整備っていうのが、一番最後になっているわけですね。その上位には ICT の利活用の推進というのがあるって、これ ICT 利活用の推進は、概念的に言うと図書館環境の整備のソフトウェアの問題だから、体的で、上位概念のほうが下に来て、3 ページ目の図でも体外面が上に来て、上位概念が下になっている。こういう概念の混乱があって、一番最後の 16 ページ、15、16 ページにもそれが影響して 5 番、6 番となって、図書館環境の整備って一番主要な論点が 25 番、26 番、27 番と空白になっているわけですね。サービスが提供されないではないはずなんです。そこが一番の主要なんですけど。そこには利用内容が明示されてないわけなんです。

それから同じく 5 番の 15 ページの 22 番、23 番。これも全く重要な部分なんですけれども、ここにも書いてないわけです。だから重要な点で、いわば試験で言えば配点の高い問題に白紙答案が出てるような、非常に出来の悪い報告書をわれわれ見せられて、残念の限りなんですけれども、教育委員会ですからしょうがないんでしょうけども、使命のところはこれすごく良くできてるんですね。区民にやさしい知の拠点。全てのひとびとにやさしい知の拠点であることを使命としますと、ここはすごく良くできてるわけですね。これは誰が提案したのかはあれなんですけども。

それで 6 番目にこのやさしさを各論として今、6 番目の図書館環境の整備というところの具体的に何か入れたいと私は思うんです。その場合に、新中央図書館の建設や地域図書館を整備していきますといっても、現実には落合に新しい図書館が一つできるだけなので、ここに加えたいのはサービスポイントの設置等により、より利用しやすい図書館づくりを今後推進しますみたいな形で、ここに何らかの形で、将来的でもいいですよ。この年にやれというわけじゃないんですけども、今後の方向性をここに明記して、ここにある方針の中に入れて、一番最後の空白の部分を何か埋めてくということにしたらいいのではないかと思いますけど。すぐにやってくれということではなくて、今後そういう方向性を持ってもらいたいということなんです。

【会長】

今のあれなんですけど、16 ページのほうの 6 の図書館環境の整備というのは、これ地域館の話なので、10 ページのほうの 6 の図書館環境の整備が、中央図書館の計画になってます。

ちょっとそちらをもう一度確認していただいてからなんですけども、図書館環境の整備をどのように持っていくかということのご意見ですが、今の順番の問題っていうのは、前回、前々回にこのようにするという形で方針の素案として進めてきたことなので、この委員会の中で、運営協議会の中でこの説になったのかなと思いますけれども。

この区民にやさしい知の拠点っていうのはこの協議会の中で決まった。委員が提案したことです。これは図書館側のほうの断りがなかったというのが確認していただきたいと思います。区民にやさしいということをご提案したっていうふうなことになるんですが、例えば知の拠点っていうようなことが前面に出てたような気がしましたが、区民にやさしいじゃなかったと思います。前期の、この前の期の協議会の委員が提案したものが使命となりました。その中で、図書館環境の整備の中で、例えば先ほどサービスポイント等の問題がありましたけれども、実際には中央図書館のほうも環境整備の中にはそういったところは計画上はないということなんですけども、それについて図書館側からお答え願えますか。

【図書館側委員】

まず前段の方針の6項目の柱立てなんですけど、この並び順が序列を示してるわけではないということと、あとこの協議会の中でも過去からずっとこういう柱立てでいこうということになってきたので、この段階でこれをまた入れ替えることができないと認識してございます。

区民にやさしい知の拠点もこの委員のご提案があって、この協議会の中で確定してきたものでございます。あらためて申し上げさせていただきたいと思います。

それから身近な場所での読書環境の整備ということで、具体的にはサービスポイント。例えばこのサービスポイントというのは、駅前であるとか、あるいはコンビニエンスストアとか、そういったような所で予約した図書館資料の受け取り、返却などができるようやり方、そういった場所を指していらっしゃるといふふうに認識してございます。今16ページのところで、先ほど会長のほうからもありましたように、こちらの空欄のところというのは、まず基本はサービス計画というのは、その年度ごとに決めるものでございまして、しかも図書館の人員、予算、資料、施設設備っていうのは当然限りがあるわけでございますので、全部の方針を総花的にやるというのは、極めて効率が悪い。そういうことで、よく選択と集中とかって言われますけれども、その中でどこを重点的に取り組むかというのを示す役割が、このサービス計画ということでございますので、地域図書館にあっても、また中央図書館にあっても、基本方針の全ての項目に全方位的に何か力点を置くというものは決してないという点は、まずご理解をいただきたいと思っております。

その中で、地域図書館の中にも空欄の部分でございます。これサービス計画として空欄としてお示しするかどうかっていうのはありますけれども、それはそういう事情によるものでございますので、ぜひご了解いただきたいと思っております。

本文の 10 ページのところに、10 ページのこれが中央館で、6 の図書館環境の整備の項番の 26 のところに、身近な場所の読書環境の整備の中で、この身近な場所での貸出返却のあり方等を検討していくということで、これはまずいくつかの事例やそういったもの、またコスト、費用対効果、こういったものの研究をしていくというふうなことで、まず当面はそういった事例収集等して検討して分析をしていきたいと。こういったことで、ここに書かせていただいております。

【会長】

はい。

【委員】

今館長がこの 10 ページの項番 27 にさっきからずっと関心があるんです。つまり、これ指定管理、地域館ですよ。このときのこのサービス計画やさっきの基本方針、図書館運営基本方針は、どういうふうにして地域館の指定管理事業者に徹底させるんですかね。

一方で、これ見ると地域館のほうの特に子どものイベントですよ。この今のサービス計画の 14 ページから 15 ページにかけて、項番の 19 番。ここは先ほど委員も言われた調べる学習コンクールだとか、私面白いと思ったのは地域と連携した算数教室とか、赤ちゃんタイム、子ども読書スタンプラリー、さらには本の福袋等々っていうのは、これそれぞれ民間事業者が創意工夫で、いろいろ全国で取り組んでるものですよね。そうするとこれをここで挙げちゃうと、逆に民間事業者の創意工夫の余地ってどれだけあるんだろうか。

つまり、指定管理にしたことの良さは、それぞれが民間のノウハウを生かして、いろいろと持ち味を出してやっていくという。特に新宿の場合も複数の指定管理事業者が入りますよね。それらが互いに競い合うっていうのは、私はいい意味での競争原理を働かせるんだと思うんですよ。それをこういうふうに具体的に何月にこういうふうな子ども向けのイベントっていうのが挙げちゃって、民間事業者の創意工夫を発揮する余地っていうのは、どこまで担保されてるのかなというのがよく分かりませんでした。

一方で、10 ページのさっきの 27 に戻ると、指定管理者から提出されたサービス計画の実行状況を毎月の運営会議の中で確認する。そして必要な指導助言を行うんですね。これの関係と、こういうものを盛り込んだものがどうやって指定管理者のほうに徹底させていくのかという、ある意味では手綱を引き締めなきゃいけないし、あんまり引き締めすぎて、民間の創意工夫の余地がなくなってもいけないそこら辺りのバランスって本当にどうやってこれ考えていくのかっていうのが、すごく私は疑問でした。それがまず一つ。

それからもう一つは、さっきの全体のサイクルなんですよ。この 5 ページ。さっきこの図を説明していただきました。これは今後のサービス評価のサイクル、いわゆるこれは PDCA ですよ。一応この自治体でいう PDCA のサイクルを回していく。ただこれは、私もいくつかの自治体でこれに係わってきたんですが、特に 5 月に前年度の基本方針の達成度を見て、特

に前年度のサービス計画の自己点検を 5 月にやるんですよね。そうすると、その年度の事業計画には間に合わないっていうことになるんですよね。つまり前年度のサービスの評価を 5 月にやると、その当年度にはもう間に合わない。このサイクルってどうやって本当に現実的なものにしていくのかっていうのは、そう簡単に答え出ないかもしれませんが、それはどうお考えですかっていうのが二つ目、以上 2 点です。

【図書館側委員】

まず 1 点目の指定管理者のいろんな創意工夫というのは、基本方針の徹底と、民間の創意工夫という部分との位置づけをこのサービス計画というツールを用いて確保してこうという考えなんです。どういうことかっていいますと、基本的に年度の、来年度だったらちょうど今ぐらいに、指定管理者と年次協定というもの。基本協定は結んでるんですけども、年度単位の協定を締結します。そこで来年度、28 年度にどんなことをやってくかといものを全部協定という形でお約束をするということになります。それが基本方針の柱立ての中で整理をするというのがこのサービス計画にあたるものです。

今までは、こういった基本方針の柱立てに寄らない形での計画が出てきてますので、これを基本方針の柱立て、項目立てに合わせるような形で指定管理者から出てくる計画をお互い協議をして精査をしていくというのが、まず一つあります。

そういうことによって、全体の進行管理は月ごとに実施状況やそういったものを点検をしながら、また進捗管理を行ってくというものでございます。それが 1 点です。

従いまして、こちらからあれをやれ、これをやれという、具体的な事業を指定するというのではなくて、あくまでも民間、指定管理者のほうから計画を挙げていただくと。創意工夫を生かした形で、この方針をどう実現していくのかという観点で計画を挙げていただくというやり方になってくということでございます。

それから 2 点目の PDCA のサイクルなんですが、これ非常に悩ましくて、タイムリーに予算編成やそういったものに反映できるというんですが、どうしても区で行ってる外部評価もそうなんですけれども、前年度の実績が全部出てくるのが、その年度が終わった 3 月末にピタッと出てくるわけではなくて、どうしても 4 月になってまいります。4 月末が、最短でも 4 月末ということになりますので、それを踏まえて 5 月に点検評価をやらしていただいて、その結果を次年度の予算編成に間に合わせるといった意味で、5 月に行わせていただく。予算編成というのが大体 9 月ぐらいから始まってまいりますので、こちらに反映できるような形で 5 月というふうに設定させていただきます。

どうしてもその年度の修正っていうのは、月ごとの実績を踏まえない形ですけども、進捗管理にやらざるを得ないところがございます。

【委員】

そうすると例えば平成 27 年度の実績は、28 年度じゃなくて 29 年度に生かされてしまう

ということなんですよね。だからこれ年度の目標値、貸出だとか来館者数の目標ありましたよね。場合によって、私はだから会計年度とは違って、暦年単位ね。1月から12月までの実績に基づいて、今度は4月以降考え直すとかっていうふうにやっていかないと、会計年度の3月でやってると、次の年に生かせないんですよね。だから何かそこはもう少し工夫をしてもいいんじゃないかというふうには感じています。

それから、ついでにもう一つ。さっき私、指定管理のほうのことで、これいろんな事業やってるっていうのは面白いなって思ったんですよ。これは別に地域館が一斉に、例えばさっきの地域と連携した算数教室は、地域館が全て10月と2月にこれをやるとかというわけではないんですね。

【図書館側委員】

ないですね。

【図書館側委員】

利用者サービス係からその点、説明します。ここに記載しているものは、全館の地域館で開催しているイベント等です。これは、例であって、実際には地域図書館8館が、それぞれにサービス計画を立てます。四谷図書館、角筈図書館のサービス計画となります。人形劇は年間に1回は、開催してくださいということでお願いはしていますが、何を演目に選ぶとか、どこの劇団を選ぶとか、そういうのは地域館が自由に決めています。

【委員】

そうですね。分かりました。

【会長】

それではちょっと今議論もいろいろありましたが、今このサービス計画のここまできかせていただいて、最後の子ども読書推進計画の素案についてのパブリック・コメントについての議題に聞きたいと思います。あまり時間がございませんけども、よろしくお願いたします。

【図書館側委員】

もう時間もありませんので手短に。まずA4版縦のパブリック・コメントの実施結果、および素案の変更点ということでございます。提出者2名、意見総数12件ということで、前回お示した数字と変わってございません。

意見の種別は、ご覧のとおりでございまして、対応としましては意見を反映したもの1件、意見の趣旨に沿って取り組むもの1件、それから今後の取り組む参考が3件、以下記載のとおりでご確認いただければと思います。

それじゃあ資料1のほうですけれども、ちょっと全部一つ一つと思ったんですけれども、もう時間もないので、意見の反映をしたものとしましては、最後のページ、3ページ、項番9番でございます。ここでは図書館からの貸出数の拡大をぜひお願いしますということで、これは意見を反映しまして、事業としては病院サービスの充実という事業がありまして、現在病院が必要とする図書館資料の貸出を行っていますが、病院と調整の上、貸出冊数の拡大を検討していきます。ということで、回答をさせていただきました。

次に資料2でございます。変更箇所からの新旧対照表ということで、これにつきましては、第3次の数値目標の達成状況について、28年1月、直近の数字による変更を行いました。それから五つの目標なんですけれども、子ども読書活動の対象となる年齢がおおむね18歳であることから、数値目標に高校生を追加いたしました。なお、第3次実行計画は高校生は含まれていませんので、その辺は中学生以下との対比を行っていきたいと思います。

先ほど言いました項番27は記載のとおりでございます。この資料につきましても、教育支援課のほうで資料2については間もなく出てくると思います。それから、子ども読書活動推進計画の策定の経過検討につきましては、資料が整いました。なお、今月上旬に庁内の策定委員会、作業部会、ならびに新宿の子ども読書活動推進会議をえまして、現在の資料を示しているところでございます。大変雑ぱくですが、以上でございます。

【会長】

ちょっと時間がなくていろいろな説明ができませんが、これについてご意見ご質問等ございましたら挙げていただければと思います。

【委員】

すいません。もしないようでしたら、質問の12番目の学校図書館への学校図書館支援員に関わっているため、ちょっと確認させていただきたいんですが、現在その新宿区における学校司書の配置状況と、今後の見通しに関して、もし現在固まったところがありましたら、お知らせいただきたいと思います。

【図書館側委員】

現在司書等の資格を持った学校図書館支援員を全校に週2日、2回配置しています。その他にも、図書館ボランティアとか、さまざまな方の応援を得ていると聞いてございます。今後の体制につきましては、各校の実情を踏まえて検討していくという、検討段階でございます。私の知り得ているところ、こんなところ です。

【図書館側委員】

学校司書は配置されてないです。

あくまでも委託で配置されてるのは、司書資格持っても、学校司書にはなりませんの

で、そういう意味で現在学校司書は配置されていない。学校図書館法の改正に伴うですね。

【会長】

改正に伴う形で、新宿区は、対応はまだ全然取れてないということ。

【図書館側委員】

学校司書を置くことができるという改正になったわけですが、当然司書教諭とか、そういうのは従来からあるわけでございますけれども、新宿区はそれに先行する形で、学校図書館支援員ということで、ほぼ同様の機能を持ったものを配置をして、力を入れています。学校司書という、先ほどありましたように、27年4月から施行されてます。

新宿区は、司書資格を持つる支援員はもちろんいて、学校司書と同じような形で支援はして、機能はしてるんですけども、学校司書というのには、新宿区の学校図書館支援員のように委託学校司書ではないとされていますので、そういう点で学校司書は置いてません。

【会長】

例えば横浜市のように全校配置ということを徹底的に進めていますが、あれもいわゆる1年契約の形の、正規のものではないんですけども、やってますけども、新宿区はそういうところもまだまだ考えていないということよろしいんでしょうかね。新宿区はまだ取り組んでいないということ。

【図書館側委員】

学校司書はあくまでも正規職員。非常勤でも構わないんですけど、職員じゃなければいけないってことがあります。それに先立って、新宿区の場合、各学校図書館には委託という形で、司書資格を持つる図書館支援員を配置をしています。それは25年度から、そういうふうに全校に配置をしまして、その後この学校図書館法の改正があって、そういうふうになった関係上、現状は司書資格を持った図書館支援員を、当面これを継続していくという方針であります。

【会長】

じゃあその他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

まず、サービス計画の関係で10ページなんですけど、戻って申し訳ないです。25番、中央図書館建設と地域図書館の配置ということで、これは一つは中央図書館とこども図書館について書いてると思うんですけど、後ろにまた同じく地域図書館で、中央図書館の建設と地

域図書館の配置って同じことが出てるんですけど、どのような書きっぷりで後ろを書くのか。必要ないんじゃないかという感じが一つと、もう一つは、また 10 ページに戻りますけど、実施時期が 5 月、9 月、2 月となっているのですが、この時期にはどういうことをするのかよく分からないので、検討はなにに委員会があって、それでやるのかとか、いろいろあると思うんですけど、その辺のこと、もう少しこのとこ、学校図書との検討の中で入れたら分かりやすいんじゃないかということですね。

あと、下落合図書館の整備のところ、これ仮称のところにかっこ書き、入れる。それともう一つ、パブリック・コメント、子ども図書の関係で、別紙 2 の 6 から 10 っていうページ数ありますけど、第 5 っていうんですかね。その中で 4 番のところ、これ 1 ヶ月、これ「間」という字が抜けてるのか。別紙 2、一番上の 6 から 10 っていうところありますよね。新旧対照表の。そこで 4 番のところ、1 ヶ月ってなってますが、こちらも「間」が抜けてるんじゃないかって感じるんですけど、いかがでしょうか。

【会長】

ちょっと二つにまたがっておりますけれども、サービス計画のほうの新中央図書館の建設に関する、これはプロセスになるんでしょうか分かりませんが、というところの問題と、それから子ども読書の推進計画の別紙 2 の「1 ヶ月」とありますが「1 ヶ月間」ではないか、というご指摘です。これいかがでしょうか。

【図書館側委員】

どうもありがとうございます。まず 1 点目のサービス計画でございますけれども、これは中央図書館と子ども図書館、それから各地域図書館、8 館ありますけれども、全部で 10 館分が 10 館それぞれにこういう形でお示しするものでございます。従いまして、後段のサンプルで掲げますように、中央図書館、新中央図書館の建設というのは、地域図書館は検討にかんではございませんので、そこは空欄になります。空欄にするか、項目自体も載せない形になるということでございます。

中央図書館におけます新中央図書館の検討につきましては、中身をもう少しご指摘のほうに、分かる形で、いつどのくらい、どんな検討会をやっているのかというようなことも、可能な限り具体的に表していきたいと思っております。

それからあとご指摘がありました 1 ヶ月でございますが、計画本文は 1 ヶ月間となっております。大変失礼をいたしました。訂正させていただきます。

【委員】

すいません。もう時間過ぎているので、先程の学校司書の配置というのは、これからの新宿区の子どもの学習環境とか読書環境を考えたときに極めて重要な問題だと思えますね。この質問に対する、パブリック・コメントに対する回答が、全校に週 2 回配置って

いう。週 2 回で本当にいいんですかねっていうね、いくらなんでも。その週 2 回だと、同じ人が必ず同じ学校に行くんでしょね。子どもたちからしたら、いつものあの図書室の先生っていう。子どもたちからしたらみんな先生ですからね。先生がいてくれないと困るわけですよ。もちろん教員の免許持ってないかもしれないけど、この学校図書館支援は子どもたちから見たらみんな先生ですよ。同じ人がいて、いつも学校図書館は、子どもたちが来たとき開いてる状態になってなければいけないと思うんですよ。だからそこがちゃんと確保されてるのかどうか。

それからやっぱり大事なことは、こういう学校図書館に、区立図書館のほうからきちんとサポートというか支援ができていいのかどうかということだと思うんですよ。ところがやっぱりさっきの、また本当に戻って、サービス計画に戻ると、20 番っていう項番が学校等との連携ですよ。だけどこれ見ても、9 ページ、このサービス計画のね。9 ページの 20 番は調べる学習コンクールのことですよ。今の学校図書館支援員に対して、どういうサポートが、区立図書館の側からできているのか。今度は地域館のほう見ても、項番の 20 番は 15 ページになりますけれども、この学校等との連携を見ると、児童館との連携とか中学校との連携とか、学校教育機関との連携であって、学校図書館支援員のサポートっていうのが、私はちょっと弱いんじゃないかと思うんですよ。しかもその方たちが週 2 回しか行かない。これで本当に子どもたちの読書環境が充実するのかどうかは、ちょっと私は怪しいと思うんですね。だから、いきなり学校司書の配置にいかないまでも、ちゃんと学校図書館支援員を、もっと恒常的にサポートできるような体制を取るべきだと思います。

【図書館側委員】

ありがとうございます。学校図書館支援員が、全てこれで十分ということではございませんが、それぞれ学校現場との実情を踏まえながら、今後充実していきたい。その中で、今ご指摘のありましたように、図書館側がいかにこれをサポートし、また学校と連携をしていくかということについても、ちょっとここは書き込み不足な部分があるというふうにありますので、その辺のところもししっかりと検討させていただいて、今度お示しするときには充実させるような中身でお示しさせていただきたいというふうに思います。

【委員】

そうすると先程の数値目標の点数か冊数かって問題ありましたが、あれは子どもが直接借りた数。あるいは児童書を貸出した数なんだと思うんですよ。私、その一方で、区立図書館から学校図書館にどれだけの本が提供できたのか。だからそれは団体貸出でもいいし、学校の先生が授業で必要だっつって、公共図書館から借りてったものでもいいですよ。そういうものも数値目標に挙げていかないと、区立図書館と学校図書館の連携は進まないと思います。

だからぜひ今後は、区立図書館から学校図書館への支援の目標の冊数なんかも挙げてい

ただくことをご検討いただきたいと思います。

【図書館側委員】

ご指摘の団体貸出は実際に事業として行ってございまして、昨年度は 5 万 4000 点です。目標が 5 万なんですけれども、目標を達成しました。そういった中で、そこは児童館とかさまざまところを含んでいるんですけれども、当然学校への応援も相当数行ってございますので、ここも表記を考えながら、団体貸出について、どこかに表記できるといいのかなということで、検討してまいります。

【委員】

ちょっと意見として聞いといていただきたいんですけれども、先ほどの子どもの冊数のカウントについて、出版社側からいうと、ちょっと変だなと思います。というのは、本をつくって、DVD をつくったりするんですよ。当然そうすると DVD も借りますよね。それからこども図書館で映画会もやったりして、子どもが借りたりするわけですから、やはりなぜ子どもだけ本だけに限るのかってところ、ちょっと疑問です。他の図書館とも調べていただいて、どうなさるかをはっきりいただきたいなど。ひよっとしたら実情に合わないなという感じがちょっとしました。

それから二つ目。これは聞いていただけるだけで結構ですから。区立図書館の利用促進のところでのいろんな地域館がイベントやってるんですけども、このイベントの広報の仕方が、僕はいまいちだなんて感じるんですよ。ある新宿のイベントへ立ち会ったときに、参加者から全く違う図書館地域の方ですけども、たまたまうまく広報かなんかで見つけて来たんだけど、なかなかちゃんと情報がないのよという言い方をされてました。そういうので言えば、こんなにたくさんやってるとすれば、どの市民がどこの図書館に行ったっていいわけですね。自分で足代さえ払えば。ならばやっぱり広報の仕方にもうひと工夫いるなど。やればいいわけじゃなくて、参加して初めてそのイベントが役に立つわけですから、どうやって PR をするか、どうやって参加してもらうかってところまでちゃんと頭を働かしいただきたいなというのは二つ目です。

最後に、この初めて参加したわけで、生意気なことと言って申し訳ないですけども、図書館基本方針の中にある文字について、僕は絵本を編集してることもあって、難しい言葉は優しく書き直す。これ開くと言ってるんですけどね。開いてすぐ書くわけですね。先ほどおっしゃってましたけど、専門用語を並べると、いかにも図書館らしいけども、本当に読んだ区民の方が分かるのかということになると、僕はやっぱり疑問があります。もっと開くということを考えていただいていいと思いますし、ちょっと僕が気になってるところだけを言うと、最後、別に反論なんてここでいらないんですけども、例えば基本方針の素案の中の 6 ページの一番上のところに、2、改定基本方針の取り組みというところに、ちょっと 2 行目ぐらい下来ると、分かりやすい情報を提供すると書いてあるんですけど、分か

りやすい情報ってなんだろう。これが読んだときそうなんです。どんなこと分かりやすいついてるんだろうと思ったんです。だからこれは情報を分かりやすく提供するなら分かるんだけど、分かりやすい情報なんてあるんだろうかと思いましたけど、そういうことという言葉の使い方、ちょっと違うかなと感じました、僕としてはね。

それからもう少し具体論入れてほしいな。8 ページの上のところに区民ニーズと書いてあるんですけども、ニーズとか、これはそういう書くよりは、アンケート取るとか、はがきを出すとかいろいろあるわけじゃないですか。こうやって把握してやってくると、実は非常に分かりやすいです。こういう抽象的なものがちょっと多いような気がいたしました。例えばその 11 のところにも有効な情報の収集、活用をさらに促進とってますけども、じゃあ有効な情報ってどんな資料。これ読んですぐ僕、あれ、どんなこと言ってるの、どんな資料と思いました。そういう意味で、もうちょっと具体論をやっていただくと分かりやすいかなと思います。9 ページのところもそうです。16 のところで、学校などと連携した事業を。じゃあそれはどんな事業。例えば連携したこんな事業などをやってきますといえ、読んだ人はすぐ分かりますよね。それが全然分からない。その下のところには、学校などの子どもの読書環境を整備。読書環境ってどんな環境と思いますよね。やはりもう少し区民の目線で分かるような事例を入れていただくほうが、報告書ってこういうものが非常に生きてくるかなと、ちょっと思いました。初めて参加したんで、ちょっと気に障られるかもしれませんが、そんなこと思いましたので、参考にさせていただけると思います。

【会長】

はい。それでは時間がもう来ておりますので、もし他に何かどうしてもというところあればお受けしますけども、もしそういうのなければ次回の日程等でお開きにしたいと思います、いかがでしょうか。それでは、事務局のほうから次回の説明等をお願いいたします。

【事務局】

それでは次回は、図書館サービス計画について等の議題を考えております。開催時期は 4 月下旬を予定しております。年度始めで大変お忙しいとは思いますが、ご出席をお願いいたします。なお開催通知はおよそ 2 週間前に、資料は 1 週間前をめぐりに送付いたします。以上です。

【会長】

それでは少々時間が超過しましたがけれども、きょうの会については閉会します。

(了)